

令和8年度五木村職員採用試験実施要項

1 職種及び採用予定数等

区 分	職 種	採用予定数	勤 務 先 及 び 職 務 内 容
高 等 学 校 卒 業 程 度	一 般 事 務	1人程度	村長部局又は教育委員会等に勤務し、一般事務に従事する。

2 受験資格

(1) 年齢及び資格要件

【高等学校卒業程度（一般事務）】

平成4年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない者（ただし、「保健師」の職種については、当該要件は、適用しない。）

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行の終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 五木村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受験手続

(1) 受付期間

令和8年7月27日（月）から同年8月14日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで

(2) 申込先

五木村役場 総務課 電話 0966-37-2211

所在地 熊本県球磨郡五木村甲2672-7（〒868-0201）

(3) 申込手続

五木村発行の申込用紙に必要事項を記入して、受付期間内に前記申込先に郵送又は持参すること。

郵送する場合は、封筒の表に「五木村職員採用試験申込」と朱書き、受験票の返信用として110円切手を貼った封筒（宛先、郵便番号を明記したもの）を同封したうえで、必ず簡易書留で郵送すること。令和8年8月14日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(4) 申込用紙の請求

【インターネットからダウンロードする場合】

五木村役場のホームページにアクセスし、試験案内及び申込書をダウンロードすること。

【直接入手する場合】

次の設置場所から入手すること。

五木村役場 総務課

【郵送で請求する場合】

封筒の表に「五木村職員採用試験申込請求」と朱書し、１４０円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封のうえ、五木村役場 総務課へ請求すること。

(５) 受験票の交付

申込者には受験票を交付する。

郵便での申込者には受験票を郵送するが、８月２８日（金）までに受験票が届かないときは、至急、五木村役場 総務課まで問い合わせること。

４ 試験の日時及び場所

試験	日 時	試験地	試験会場	合格発表
第１次試験	令和８年９月２０日（日） 一般事務（高卒程度）：午前８時３０分集合	五木村	五木村役場	１０月中旬頃、 <u>合格者のみに通知</u> するほか、五木村役場に掲示する。
第２次試験	令和８年１０月下旬予定	五木村	別途第１次試験合格者に通知する。	１１月上旬に、合格者、不合格者ともに通知するほか、五木村役場に掲示する。

(注) 第１次試験の際は、受験票、筆記用具（ＨＢの鉛筆、消しゴム等）を持参すること。なお、時計については、計時機能のみのものに限る。また、携帯電話等を時計として使用することはできない。

５ 試験の内容

(１) 第１次試験

程 度	区 分	出 題 内 容
高等学校卒業程度	教養試験	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題（２０題） 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題（２０題） 【４０題・２時間】
	事務適性検査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみるもの
	性格特性検査	公務員に求められる資質について、性格特性をみるもの

(全て択一式による筆記試験)

区 分	内 容
作 文 試 験	受験者全員に文章による表現能力についての筆記試験

- (注) 1 教養試験において基準点に達しない者は、他の試験の成績にかかわらず不合格となる。
 2 作文試験は第1次試験で実施するが、第1次試験の結果には反映せず、第2次試験の結果に反映する。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に次の試験を行う。

区 分	内 容
人 物 試 験	人柄などについての個別面接による試験

- (注) 試験を途中で棄権した者は、不合格となる。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者（第2次試験合格者）は、試験職種ごとに作成された採用候補者名簿に登載され、主に令和9年4月1日以降の採用について、この名簿に登載された者の中から採用者を決定する。なお、この名簿の有効期間は、原則として合格決定の日から令和10年3月31日までである。

- (2) 次の事項に該当する場合は、採用候補者名簿から削除される。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 採用候補者として信用を失墜する行為（非違行為）を行った場合

- (3) 給与、勤務条件等

ア 初任給

初任給は、原則として200,300円である。なお、この金額を基準とし、学歴や経験等を換算したうえで決定する。このほか、五木村一般職の職員の給与に関する条例等の定めにより、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給される。

イ 勤務時間

週38時間45分（通常は、午前8時30分から午後5時15分までの勤務で、土曜日、日曜日及び祝日が休み。）

ウ 休暇

年次有給休暇が付与されるほか、負傷又は疾病の場合に与えられる病気休暇、結婚、忌引、出産などの場合には特別休暇がある。

エ 共済制度等

熊本県市町村職員共済組合及び熊本県市町村総合事務組合（退職手当）に加入する。

7 試験結果の開示について

この試験結果については、受験した本人にのみ開示を行う。開示場所、開示内容等については次のとおりで、電話、郵便等による請求では開示できない。

試 験	開 示 請 求 で き る 人	開示内容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次試験	第 1 次 試 験 受 験 者	科目別得点 および 総合得点	各試験の合格発表の翌日から 1ヶ月間（土、日、祝日を除く。） 午前8時30分から午後5時まで	五木村役場 総 務 課
第 2 次試験	第 2 次 試 験 受 験 者			

（注）開示請求の際は、受験票又は可否通知書及び本人と確認できるもの（運転免許証、学生証、旅券等）を持参すること。

8 試験についての問い合わせ先

五木村役場 総務課 電話 0966-37-2211

所在地 熊本県球磨郡五木村甲2672-7（〒868-0201）